

# 通貨危機後10年のタイ経済

— 金融・企業改革と社会セーフティネットの構築 —

東 茂 樹

タイはアジア通貨危機の震源地であるが、10年前と比べて経済指標は大幅に改善している。アジア通貨危機は、金融危機が引き金となって発生したため、まず金融制度の改革に着手され、つづいて金融機関の融資に依存していた企業の組織や事業の改革が取り組まれた。さらに通貨危機後に景気後退に陥り失業や貧困が増加したため、農村への経済対策に焦点が当てられた。ここでは通貨危機後のタイ経済に関して、①金融の再構築、②企業の再構築、③地方振興政策の三つの分野から、改革がどのように進められたかを振り返り、それらの評価を考えたい。

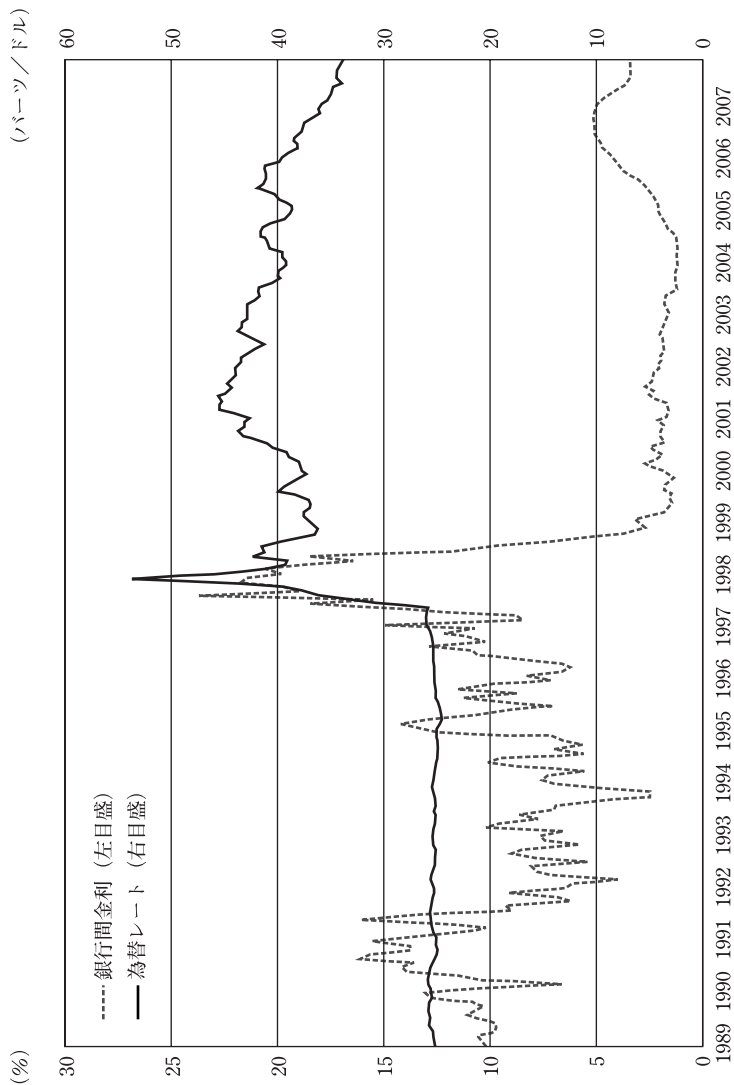
## 第1節 金融の再構築

### 1. 金融政策

タイ中央銀行の金融政策は、①1997年の通貨危機発生以前、②通貨危機直後のIMFによる経済政策監督期、③2000年5月以降のインフレ・ターゲット採用と、時代とともに重点政策を転換している。重点政策の対象はそれぞれ、①為替レート、②マネーサプライ、③インフレーションであった。

通貨危機発生以前は、金融政策の重点が為替レートの安定に置かれていた(図1)。タイ中央銀行は事実上ドルにペッグした為替政策を採用して、海外との貿易や投資の促進を図ったが、国内の金融政策が制約を受けることになった。この副作用は、1990年代以降タイ政府が金融自由化の一環として資本移動の自由化を進めるに従って、より顕著となってきた。1990年代半ばにはタイの

図1 タイの金利と為替レート



(出所) タイ中央銀行統計より作成。

輸出競争力が低下して、為替相場の過大評価が明らかとなってくる。タイ中銀はドル・ペッグ制の維持に固執し、ヘッジファンドなど投機筋による通貨投機に対抗して市場介入を実施したが、外貨準備が枯渇して失敗に終わった [東 2000b : 107-112]。

### (1) インフレ・ターゲティングの導入

タイ政府は1997年7月に変動為替相場制へ移行し、IMFの支援プログラムの下で金融政策の重点はマネーサプライに置かれ、マクロ経済の安定が目指された。通貨危機を教訓として中銀は政策の透明性や説明責任を求められていたが、IMFの支援終了後は金融政策の信認を確保するために、インフレ・ターゲティングを採用した。変動相場制下では金融政策の自由度を高められ、物価の安定をめざした金融政策は効果が期待できたためである。

タイ中銀はインフレの目標値を、生鮮食品とエネルギー価格を除くコア物価上昇率0～3.5%に定めた。このインフレ目標を達成する手段として、金融政策委員会が物価の現状を検討した上で、政策金利である14日物レポ金利<sup>1)</sup>を決定している。政策金利の変更が、市中金利、信用創造、資産価格、為替相場などを通して需要に影響を及ぼし、物価が決まる構図である [Atchana 2006 : 7-8]。

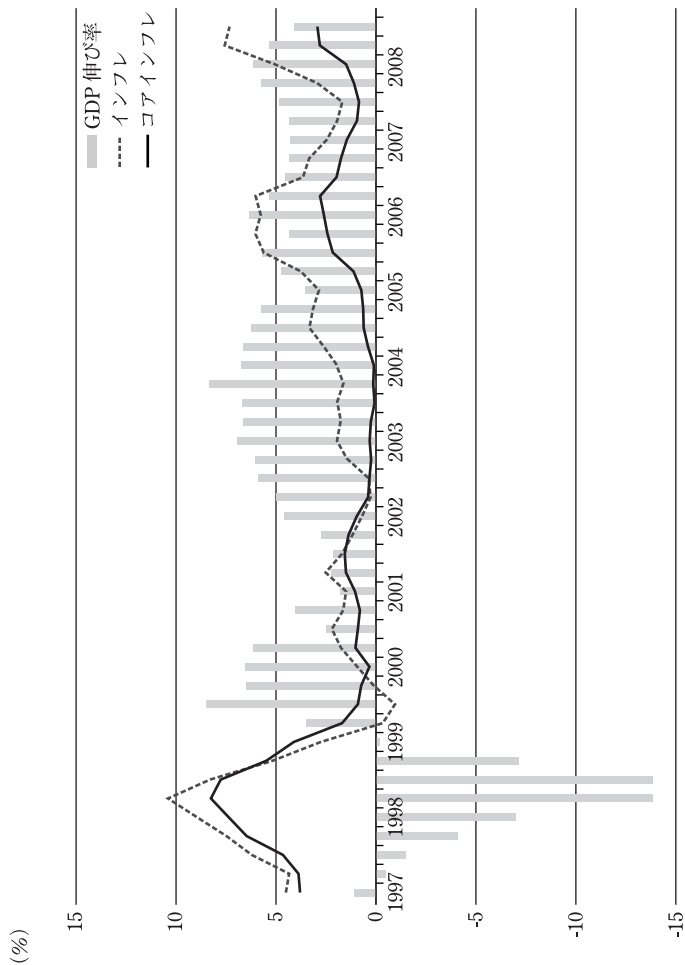
金融政策委員会の委員は、中銀総裁、副総裁2名のほかに外部有識者4名で構成されており、中銀の意向だけで金融政策は決定できない。同委員会は6～8週間おきに年8回開催され、開催期日は事前に明らかにされている。委員会終了後は毎回、決定内容が発表され、決定に至った資料も公開される。また四半期ごとにインフレーション・レポートが刊行され、経済の方向性についても示されることになった。

2000年5月以降2007年末まで、コア物価上昇率は目標値である0～3.5%に収まっている (図2)。政策金利の動向から2004年8月以前と以降に、時期を区分できよう。インフレ・ターゲティング導入当初は、通貨危機による落ち

---

1) レポ (repurchase agreement) とは、債券の買い戻しまたは売り戻し条件付き売買のことで、中央銀行が公開市場操作を行っている。なおタイの政策金利は2007年1月から、翌日物レポ金利に変更された。また2008年2月からタイ中銀は、民間銀行とのレポ取引をやめ、プライマリー・ディーラーとの取引に移行している。

図2 タイの四半期別 GDP 伸び率とインフレ



(出所) タイ商務省, 国家経済社会開発庁統計より作成。

込みから経済が回復する途上で、物価を押し上げる要因もなかった。そこで経済を刺激するために、政策金利は歴史的に低い水準に据え置かれ、緩和政策が続けられた。2003年に入り経済が成長する一方で、2004年半ばから原油価格が上昇して、物価への波及が懸念されたため、1.25%であった政策金利は同年8月以降、段階的に引き上げられ、引き締め政策に転換している。物価上昇率は2006年5月に6.2%に達し、政策金利も同年6月に5%まで引き上げられたが、2007年に入って原油価格の下落とともにインフレもおさまり、政策金利も段階的に引き下げられている。

## (2) インフレ・ターゲティング採用の問題点

発展途上国においてインフレ・ターゲティングを採用する際には、次のような問題点が指摘されている。第一は中銀の金融政策発動により目標インフレ率に誘導できるか、第二に為替レートの変動による物価への影響に対処できるか、さらに中銀には政策手段を自主的に操作できる独立性が確保されているかなどである [久保2006:52]。第一の点では政策金利に誘導するために中銀は公開市場操作を実施しているが、タイでは銀行間の取引市場が十分に発達しているとは言えない。前述のように政策金利の変更が、金融機関の信用創造を通して需要に影響を及ぼし、物価が決まるまでには時間的なラグが生じる。第二の点では、為替レートの伸縮性は高まる一方で、タイの政策金利は依然としてアメリカの金融政策に対応した動きを示している [大倉2003:168-169]。また2006年後半から急速な海外資本の流入により対ドル為替レートが上昇したため、中銀は非居住者との為替取引に短期資本流入規制<sup>2)</sup>を発動した。この際に、金融政策が為替レートを通じてマクロ経済に及ぼす役割の是非が論議されたが、為替相場は経済のファンダメンタルズによって決まり、その経済の安定を図るために金融政策を行使するという姿勢を、タイ中銀は堅持している。

中銀の独立性確保に関しては、2008年にタイ中央銀行法が制定された。従来

---

2) タイ中銀は2006年12月18日、投機による為替相場の上昇を抑制するため、短期外資流入規制策を発動した。外為銀行が非居住者のパーツ購入に際して、投資資金の30%を中銀に預託することを義務づけ、1年未満に預託金を回収する場合は10%が没収される。導入直後に株価が下落するなど副作用を伴ったために、中銀はその後段階的に規制緩和を行い、2008年2月29日夕方に完全に撤廃した。

の1942年タイ中央銀行法では、中央銀行の設立目的や金融に関わる責任や権限が明記されず、中銀総裁が政府から理由の明示がなく解任されることがあった。改正中銀法では中銀の事業目的を、金融状況の安定、金融機関システムの安定、決済システムの安定の三つに定め、それぞれに政策委員会を設けて政策手段を決定する<sup>3)</sup>。前述のインフレ・ターゲティングを審議する金融政策委員会も、法的な裏付けをもつ制度となった。また中銀総裁の選出には新たに選出委員会の審査が必要となり、解任は大臣の閣議への発議で行われるが、理由を明示しなければならない<sup>4)</sup>。このように中銀への政治介入を防ぐ一方で、中銀の金融政策は政府のマクロ経済政策と整合性をとって行われねばならず、中銀は政府と連携をとりながら対策を採る。つまり中銀には政策手段を行使する権限はあるが、政策目的を選択する権限はない。

## 2. 金融機関の監督政策

### (1) 短期的な金融制度の再建

金融機関の監督政策も、1997年の通貨危機を境に従来の保護行政が大きく転換した。タイ中銀は金融機関に対して、国際基準に照らした経営の健全性確保を要請し、自己資本比率の引き上げ、延滞期間に即した債権の分類と貸し倒れ引当金の計上を厳格化した。その結果、中下位の銀行では、増資に失敗して一時国有化あるいは外国銀行に過半数出資を仰いだ。上位の銀行でも、外資の出資比率が増加し、専門経営者を登用するなど、一族による所有・経営の支配体制は崩れることになった。

通貨・金融危機に見舞われた東アジア各国では、再建可能な金融機関を健全化して金融仲介機能を早期に回復するためのスキームを導入した。銀行の財務内容を健全化して信用収縮を解消するためには、まず不良債権を銀行のバランスシートから切り離し、次に公的資金を注入して銀行の資本増強を図る必要がある。韓国やマレーシアでは不良債権の買い取りや資本注入を行う公的機関が設立されたが、タイでは当初、商業銀行を対象に不良債権を回収する政府機関

---

3) 2008年タイ中央銀行法第7条、第17条。

4) 2008年タイ中央銀行法第28/13条、第28/19条。

は設立されなかった。しかし市場原則に従い、不良債権処理を銀行の自助努力に委ねる方法では回収が円滑に進まなかったため、タクシン政権の発足に伴いタイ資産管理公社（TAMC）が設立され、政府主導型の不良債権処理に転換している。ただし TAMC に移管された不良債権は、国営銀行のものが大半を占めた。国営銀行は、通貨危機後に政府が採った民営化や外資への売却計画が頓挫して、ますます経営が悪化しており、不良債権処理が急務となっていた [東 2002 : 5-12, 14-17]。

タイ政府は IMF・世界銀行の監督下で、地場金融機関への外資の出資規制を時限的に緩和し、地場銀行の資本増強とともに経営効率化への影響を期待した。すなわち外国銀行が資本参加することにより、経営のリストラが実施されて効率性が改善され、高度なスキルを活用した付加価値の高い金融サービスの提供が可能となろう。これまで地場銀行は国内店舗網を利用した現地通貨による資金仲介に優位性をもつ一方で、外国銀行は国際業務や高度な金融技術に優位性を持ち、それぞれが対象とする顧客は違っていた。外資が買収した地場銀行では、両者の利点を組み合わせた新たなサービス提供が期待されたのである。しかし外資買収の中下位行の規模の生産効率は改善したものの、経営近代化投資のための固定費用が高くなり、リテール部門では地場上位行との競争に苦戦している [奥田・スワディー 2006 : 112-115]。

## (2) 金融セクターの再編

金融システムがようやく安定した2004年、政府は金融セクター・マスタープランを発表した。計画の目的は、①合併により金融機関の数を減らし、規模の経済を確保して競争力を強化すること、②中小企業や低所得者に対する金融サービスを促進することである。従来の事業範囲の規制を取り除き、タイの金融機関は、①すべての金融取引を顧客に提供できるフルサービス銀行、②中小企業や個人顧客向け金融サービスに特化するリテール銀行に分類する。同一金融グループ内の預金受入機関は一つとして、連結ベースの監督を強化する一方、合併や経営統合を奨励した [Krirk 2006 : 5, 11-12]。また外国金融機関は、オフショア専門を廃止して、①外国銀行のタイ支店、②タイ法人として登記される外国銀行の子会社に分類する。同計画の実施により、タイの金融機関は大

表1 タイ金融機関の再編

	1997年1月末	2003年末	2006年	
商業銀行	15	13	商業銀行	14
外国銀行支店	16	18	リテール銀行	4
オフショア銀行(商業銀行)	25	24	外国銀行支店	17
オフショア専業	17	5	外国銀行子会社	1
ファイナンス・カンパニー	91	18	ファイナンス・カンパニー	4
クレジット・フォンシア	12	5	クレジット・フォンシア	2
合計	176	83	合計	42

(出所) タイ中央銀行資料より作成。

幅に再編され、2003年末の83から2006年には42まで減少した(表1)。

もう一つの目的である全国均一の金融サービスの推進については、農村コミュニティにおける金融サービスの制度支援(マイクロファイナンスなど)、農業・農業協同組合銀行(BAAC)の農村開発金融機関への昇格、商業銀行による個人・中小企業向け貸出の奨励(リスク・ウェイトを軽減)などが計画に盛り込まれている [Menkhoff and Chodechai 2007: 13]。

タイの商業銀行のビジネスモデルは、金融制度改革にともない、かなり変化してきた。銀行の収入に占める預貸利鞘は、通貨危機以前の90%から危機後は78%に低下した。資本市場の成長もあり、企業向け融資が伸びないため、リテール業務に事業の重点を移している。従来は預金、貸出とも支店の裁量が大きかったが、顧客各階層の要望に応じた金融サービスを提供する組織に変わりつつあり、融資審査・承認の制度化やITの活用などが進んできた [Prasam 2006: 4-11]。

通貨危機後のタイ商業銀行の経営指標を確認しておこう。不良債権比率は1999年3月には52%に達していたが、2007年末に7.8%まで減少している。ただし貸し倒れ引当金を積んでいる不良債権を除くネットベースの不良債権比率は4.3%にとどまり、中銀が目標としていた2%には届かなかった。自己資本比率も2007年末に14.8%に達し、中銀が定めている達成基準8.5%を大きく上回っている。商業銀行の全般的な経営状況は回復しているが、資産規模別みると経営内容は大きく異なっている。上位行と下位行の経営は良好であるが、前者が規模の経済によって事業拡大のコストを吸収する一方で、後者は経営資



源を割賦金融やリース業に特化する戦略をとった。他方で中位行は、前述のように上位行との競争により、コストが上昇して収益が低下している [Don 2007: 5-11]。2007年末までに国際会計基準 (IAS39) に準拠した貸し倒れ引当金の積み増しが必要になったため、中位行の3行は、自己資本比率を増強するために新たに外国金融機関の出資を受け入れた<sup>5)</sup>。

### (3) 中長期的な金融制度の整備

グローバル化に対応した金融機関の監督政策を遂行するために、金融機関事業法が2008年に制定されている。これまで金融機関の監督に関わる法律は、1962年商業銀行法など業態ごとに別個に制定されていた。金融機関事業法では、中央銀行が一元的に金融機関を監督できるようになる。さらに監督対象外であった非銀行系カード会社に対して、個人顧客向け金融を重視する観点から、中銀による検査や規定の適用が可能となった [Menkhoff and Chodechai 2007: 11]。

すでに金融セクター・マスタープランでは、事業の垣根を取り払い、ユニバーサルバンクをめざす方向性が示されていた。金融機関事業法でも、中銀の監督は金融グループ全体を連結して行い、自己資本やリスク管理などが適切かどうか審査する。金融機関へ適用される自己資本比率規制は、国際基準である BIS 規制 (バーゼル II) に準拠する。バーゼル II では、個人・中小企業向け貸出の信用リスク軽減や各銀行による内部格付の選択的導入などが可能となり、2008年末の正式な導入に向けて整備が進められている [Don 2007: 22-24]。

経営状況が悪化した金融機関に対しては、金融機関事業法において中銀が早期は正措置を発動できるようになった。すなわち自己資本比率が基準(8.5%)を下回った場合、中銀は当該金融機関に改善計画の提出と1年以内の実施を求める。基準の60%を下回ると中銀は金融機関の経営に介入でき、35%を下回れば閉鎖命令が下せる<sup>6)</sup>。事業免許の発給と剥奪は大臣が権限を有するが、金融機関の監督に関わる上記の権限は中銀が持つことになり、金融システム危機へ

5) アユタヤ銀行はアメリカのノンバンク GE キャピタル社、タナチャート銀行はカナダのノバスコシア銀行、TMB 銀行はオランダの ING グループの出資をそれぞれ受け入れた。

6) 2008年金融機関事業法第95条、第96条、第97条。

の対処方法が明確となった。

タイの金融機関に対する外資出資規制の緩和も、金融機関事業法で促進されることになった。従来は外資の地場金融機関への出資が25%未満に制限され、前述のように通貨危機後に資本不足に陥った場合は、外資が49%まで保有できた。この出資規制の時限的な緩和を、中銀が承認すればいつでも行えるようになり、外国銀行との事業提携が容易となる<sup>7)</sup>。すでに3銀行が外国銀行と提携したが、さらに金融機関の統合・再編が進む環境が整えられた。

政府はまた長期的な金融制度整備の一環として、預金保護法を同じく2008年に制定した。通貨危機直後は緊急措置として信用不安を解消するために、預金の全額を保証した。今後は預金の保証に上限を設定して、上限を段階的に引き下げていき、2012年には保証の上限を100万バーツとする。預金者や経営者のモラルハザードを防ぎ、金融市場の規律を築く方針である。

これらの金融関連法が制定された後、政府は第二次金融セクター・マスタープランを作成する。同計画では、リテール銀行のフルサービス銀行への昇格や外国銀行支店の新規開設の承認などを段階的に進めることにより、金融機関の競争促進と体質の強化を図る。

金融機関の監督政策について、通貨・金融危機を招いた原因を究明した独立調査委員会の報告書（1998年のヌグーン報告）では、中央銀行から監督業務を切り離すよう提言していた。しかし中銀は金融機関に対する自己資本やリスク管理、コーポレート・ガバナンスに関する規制などの厳格な適用を独自に進め、金融危機を未然に防止する制度が整備されつつある。制定された金融機関事業法では、監督業務が中銀に一元化されおり、ヌグーン報告で提言された監督機関の新設は見送られた。

## 第2節 企業の再構築

### 1. 過剰債務処理と事業改革

通貨危機後の経済改革では、金融とならんで企業の組織や事業の改革が取り

---

7) 2008年金融機関事業法第16条。

組まれた。まず銀行の不良債権はすなわち企業の過剰債務であり、企業の債務再構築を迅速に進めて経済再建が図られた。政府は再建型の会社更生手続きを導入した破産法の改正を行い、破産および会社更生事件を専門に取り扱う破産裁判所を設置するなど制度を整備して、事業継続が可能な企業に対しては債務返済負担を軽減する会社更生計画が実施された。つぎに企業の多くは収益力を回復するために、コスト削減や生産性向上を目的とした事業の再構築や経営改革に取り組んだ。政府は外国人事業法を改正して規制業種を削減するとともに、タイ側出資者の同意があれば外資の過半数出資を認め、外資による企業の増資を可能にする制度を整えた [東2002：12-14, 19-25]。ここでは中核事業に経営資源を集中し不採算部門を整理した優良企業の事例としてサイアムセメント・グループ、逆に旧経営陣が債権銀行団と対立して抜本的な事業の再構築に取り組まなかった事例として TPI グループを取り上げる。

#### (1) サイアムセメント・グループ

サイアムセメント・グループは経済成長期に事業の垂直統合や多角化を進めていたが、危機後は経営資源をこれまで蓄積してきた技術やノウハウを生かせる特定事業に集中して、その他の非中核事業を外資に売却する「選択と集中」を実施した。すなわち1998年末には、売上の6割を占めるセメント、石油化学、紙パルプの3事業を中核事業に、また建設資材、セラミック、石膏、物流の4事業を潜在的可能性のある事業と位置づけ、各事業会社がグループ全体の調整を担当する持株会社（本社）の傘下におかれる組織に変更した。各事業会社には各事業の経営権限を大幅に委譲する一方、人材開発など間接部門は本社が集中管理し効率化を図った。加えて投資家に情報開示して透明性を重視した企業グループの組織改革を行い、社債の発行や機関投資家の資本参加による資金調達が実現した。

組織改革の結果、サイアムセメント・グループの財務内容は大幅に改善している。通貨危機前の同グループの負債は金利・税金・償却前利益（EBITDA）<sup>8)</sup>

8) EBITDA (Earnings before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) は、企業の財務内容を示す指標の一つで、税引き前利益に支払利息と減価償却費を加えて求める。各国の金利、税率、会計基準の違いを取り除いた利益を示し、海外の同業他社と収益力を比較するのによい。

の約3倍であったが、危機直後のパーツの切り下げにより約9倍に上昇していた。その後債務の圧縮が進み2004年には1.8倍まで低下している。資産に占める EBITDA の割合は2000年の15.7%から2004年は28.6%に上昇して、キャッシュ・フローベースの収益力が回復した。同期間に EBITDA は支払利息の2.2倍から9.3倍まで上昇し、負債返済の安定度が高まっている<sup>9)</sup>。このように2003年までには、通貨危機の後始末がほぼ終了した。

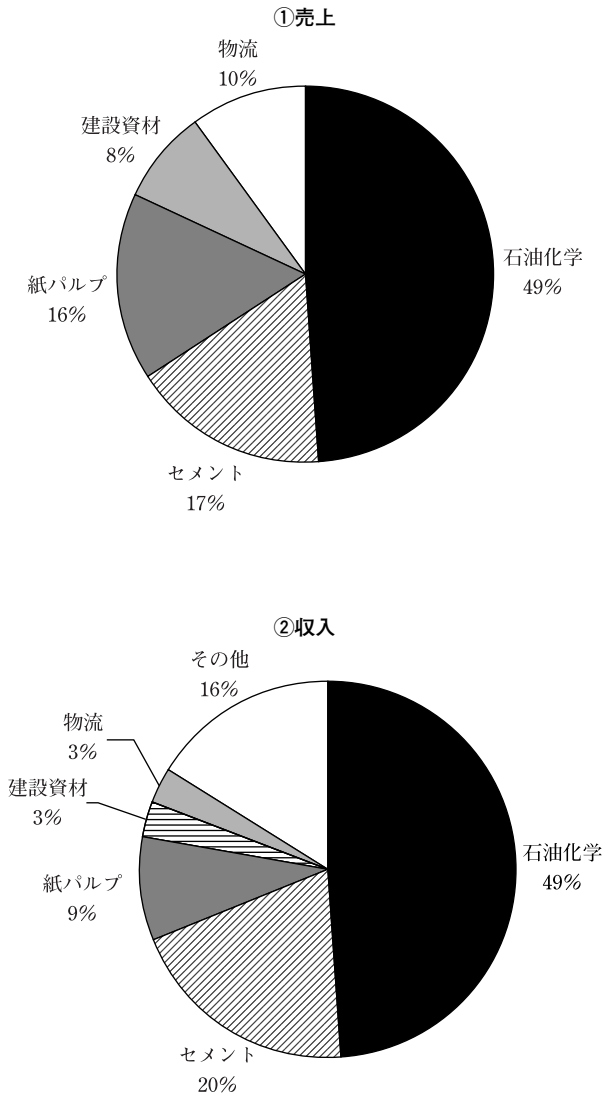
2004年以降サイアムセメント・グループは、新たな発展戦略を打ち出している。第一に、健全な財務内容を維持しながら、事業の「選択と集中」を加速する。中核3事業の売上に占める割合は、すでに石油化学49%、セメント17%、紙パルプ16%に高まっているが(図3)、中核事業に今後5年間で240億パーツを投資する。石油化学事業ではダウケミカル社と合弁でオレフィンプラントを建設し、下流分野でも同社と合弁で高付加価値製品を生産する計画である。紙パルプ事業では国内企業を買収して、工場の設備能力拡張を図った。さらに ASEAN 諸国への海外投資も、積極展開している。石油化学事業ではインドネシアとベトナムでポリ塩化ビニールを製造しているが、ベトナムでエチレンセンターを新設する。紙パルプ事業では、フィリピンとベトナムの生産を拡大した。セメント事業では、カンボジアの工場が稼働の予定である。

中核3事業以外では、建設資材と物流に副事業を絞り込み、その他の事業は提携外資に持株を売却して撤退を加速している。通貨危機後は主に自動車部品関連のグループ企業で、合弁相手の日系企業に過半数出資を仰いでいた。2005年以降は、鉄鋼や電気分野における完全撤退が目立つ。鉄鋼では、棒鋼の企業をインドのタタ・スチール社に売却し(後述)、冷延鋼板および形鋼の日系合弁企業の出資比率を、それぞれ5%、10%まで下げた。電気では、ブラウン管を製造するタイ CRT 社を清算し、ブラウン管のガラスを製造する企業への出資も引き揚げた。さらにタイヤを製造するミシュラン社への出資比率も10%に下げている<sup>10)</sup>。後者の3企業は工場がレームチャバン工業団地にあり、1980年

9) サイアムセメント・グループ(SCG) Analyst Conference Q1/2008の配付資料(同グループのホームページに掲載)および月刊 Phu Cat Kan 誌2006年4月号より。

10) SCG Annual Report 各年版に掲載されている子会社への出資比率を比較した。

図3 サイアムセメント・グループの事業別売上・収入（2007年）



(注) 収入のその他は、主に非中核事業子会社の配当収入。

(出所) サイアムセメント・グループ Annual Report 2007年版より作成。

代後半から進められた東部臨海工業開発プロジェクトにおいて、サイアムセメント・グループが投資に参画した象徴的な事業であるだけに、過去との決別を明確にしたと言えよう。

発展戦略の第二は、変革をめざした企業文化の創出である。サイアムセメント・グループは通貨危機後、企業統治により組織改革に取り組んできたが、主な事業内容は製造業であり、競争が激しい中で、サプライチェーンで最も利益率が少なく、他社との差別化が難しかった。そこで新製品の開発、製造工程の改善、ビジネスモデルの創出などで、従業員が積極的に提案する発表会を設けて競わせ、人材開発面から企業の変革を進める姿勢を鮮明にしている<sup>11)</sup>。

## (2) TPI グループ

TPI グループはポリエチレンの生産から事業を開始し<sup>12)</sup>、上流部門のオレフィンプラント、さらに製油事業に参入して、1997年に原料の調達から石油化学製品の一貫生産が可能なコンプレックスの建設を完了した。しかし同年に通貨危機が発生し、設備投資の多くを外貨建ての借入でまかなっていたために、タイ企業では最大の34億7800万ドルの債務再構築交渉を進めることになった。ところが債権銀行団により経営権を奪われることを恐れた創業者のプラチャイ・リアウパイラット社長は交渉の引き延ばしを図り、ようやく2000年に破産裁判所が債権者主導の会社更生計画案を承認したものの、創業者は更生計画の遂行をことごとく妨害して、同社の再建は行き詰まってしまった [東2002:45-48]。

破産裁判所は2003年7月に財務省を新しい更生計画人に任命し、TPI グループの再建は政府の手に委ねられた。2004年11月に、財務省が任命した更生計画人による新更生計画が破産裁判所で承認されている。同計画では資本金を10分の1に減資して、旧経営陣の責任の明確化と累積損失の解消を図り、その後に新株発行による増資で資金調達する。新株は、いずれも財務省が出資しているPTT 社<sup>13)</sup>、政府貯蓄銀行、公務員年金基金、ワユバック・ファンドが引き受け

---

11) 月刊 Phu Cat Kan 誌2006年6月号より。

12) TPI は Thai Petrochemical Industry の略で、同社は1978年に設立され、1982年に東南アジアで最初にポリエチレンを生産した。

13) タイ石油公団が2001年にタイ証券取引所に上場し、社名を PTT 社に変更した。ただし上場後も、財務省が最大株主である。

て支援し、合わせて株式の6割強を保有することになった。他方で既存株主の持株は大幅に低下し、創業者は経営に関与できなくなる。また非中核事業として、セメント製造の子会社であるTPIポリーン社の株式を売却した。新株引き受けと子会社売却により債務を返済して、負債が24億ドルから9億5000万ドルに低下したため、破産裁判所は2006年4月に会社更生手続きの終結を宣言した<sup>14)</sup>。

新生したTPIグループには、最大株主のPTT社から派遣されたピティ氏(タイ・オイル社元社長)が社長に就任し、プラチャイ氏をはじめ一族は取締役を解任された。旧経営陣は最後まで一族で築き上げた事業を手放すことを拒絶し、債権者と対立して事業の再構築を受け入れず、政府の介入を招いてしまった。2006年10月には、中核事業である石油精製と石油化学事業の統合強化をめざして、社名をIRPC社<sup>15)</sup>に変更し、名実ともに新体制を開始している。

IRPC社は石油関連コンプレックスを有していることから、独自に石油精製および石油化学製品の生産能力増強を図り、関連インフラである港湾や電力の設備投資も実施する計画である。その一方でPTTグループの一員となったことを活用して、原油の調達や輸送方法、設備の保守点検などを共同で行うことでコスト削減をめざす。また給油所は店舗数が少なく、PTTの小売ネットワークにガソリンを供給した方が双方の利益となるため、独自の石油小売事業は非中核事業と位置づけて撤退する<sup>16)</sup>。

## 2. 過剰設備処理と産業再編

タイの石油化学産業や鉄鋼業では、通貨危機後に企業が過剰債務の処理問題に加えて設備能力過剰問題への対処を迫られた。産業の再生を図るためには供給量を調整する必要がある、グループを超えた合併や統合により既存設備を集約するように、政府が仲裁者として企業に働きかけた。しかし通貨危機直後は政府の指導による合併は実現せず、企業同士による効率化をめざした合併・統

---

14) 週刊 Phu Cat Kan 誌2006年5月1日号より。

15) IRPCはIntegrated Refining & Petrochemical Corporationの頭文字から採った。

16) IRPC社のAnnual Report 2006年版より。

合も一部にとどまった。その後2004年までに過剰債務企業の会社更生手続きがほぼ終了する一方で、世界的規模で大手企業による生産規模の拡大が追求されて、国境を越えた企業合併や事業統合の進展がタイ企業へも影響を及ぼし、タイでも急速に産業再編を繰り返している。

### (1) 石油化学産業

石油化学産業は国営のタイ石油公団（PTT）が上流部門のプラント企業の最大株主となり、下流部門の誘導製品は民間のサイアムセメント・グループやTPIグループなどが企業を設立して、分業関係が形成されていた。1990年代半ばに規制緩和が進むと、サイアムセメント・グループとTPIグループは垂直統合化によるコスト低減をめざして、独自に上流部門へ進出する一方で、PTTグループも下流部門への進出を計画したため、3グループが競合関係におかれることになった〔東2000a：150-151, 159-161〕。ところが通貨危機の発生で、各社は過剰債務を抱えることになり、また国内需要の低迷によって過剰設備が顕在化し、規模の経済を生かして生産原価を引き下げる合併や統合が産業再生の課題となったのである。

2005年頃からPTTグループが主導して、石油化学産業の業界再編が急進展している（図4）。PTTはオレフィンセンターを有する傘下の2社、ナショナル・ペトロケミカル（NPC）社とタイ・オレフィンズ（TOC）社を合併して、PTTケミカル社を設立した。両社を合わせた生産能力は、エチレン114万トン、プロピレン37万トンに達し、タイ最大、アジアでも第3位となる。また下流部門では、独自にPTTポリエチレン社を設立するとともに、バンコク・ポリエチレン社をバンコク銀行グループから買収し、ポリプロピレンを製造するHMCポリマーズ社に40%出資するなど、グループ企業化を図っている<sup>17)</sup>。2008年には同じくPTT傘下の2社、重質ナフサ部門を担当するアロマティックス・タイランド（ATC）社と石油精製のラヨン・リファイナリー（RRC）社を合併して、PTTアロマティックス&リファイナリー社が誕生した。上流部門の統合により事業を補完するとともに、芳香族系下流部門の生産も計画している。

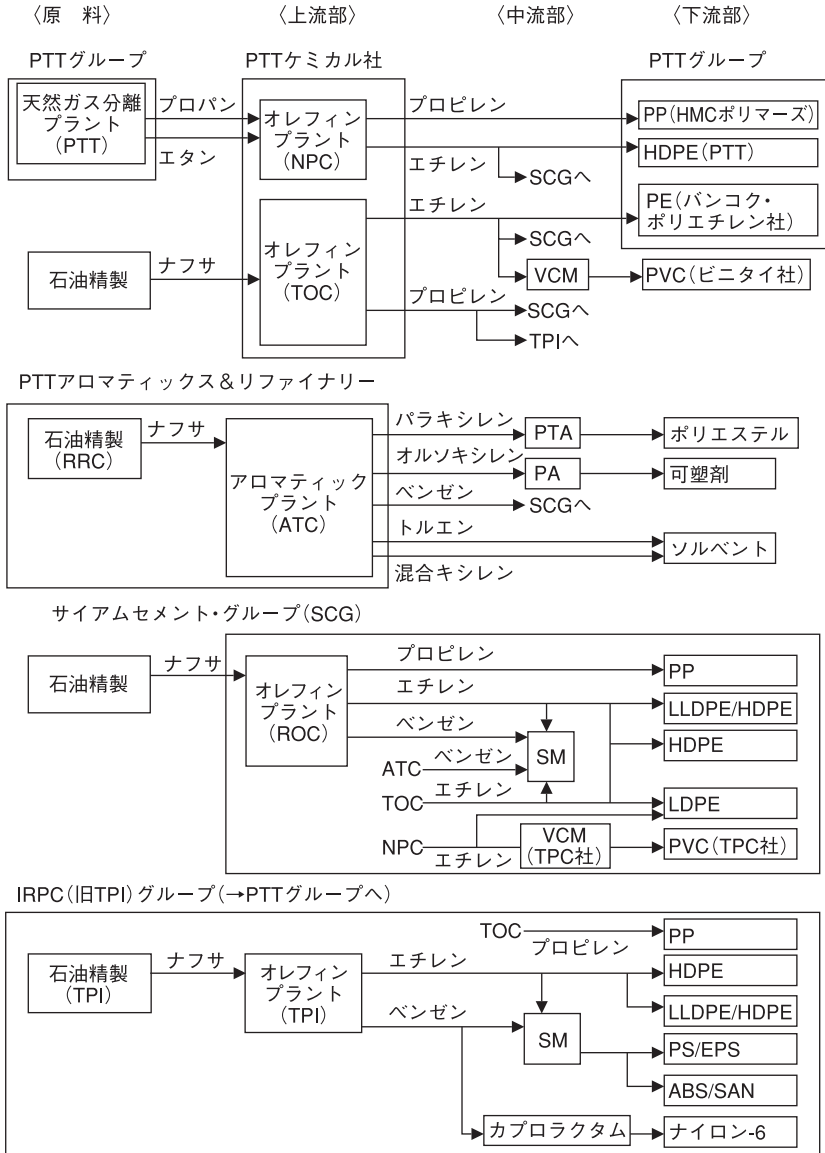
一方サイアムセメント・グループも石油化学を中核事業と位置づけて、積極

---

17) PTTケミカル社 Annual Report 各年版より。



図4 タイ石油化学産業の再編



(出所) Petroleum Institute of Thailand 資料をもとに筆者作成。

的な設備投資を進めていた（前述）。同グループは、ポリ塩化ビニールを製造するタイ・プラスチック&ケミカルズ（TPC）社に約43%出資し、下流部門の企業をグループ化するとともに、ベトナムなど海外進出の手掛かりも確保した。またラヨン・オレフィン（ROC）社を設立して上流部門に進出したが、自社の下流部門の需要を充たせておらず、依然としてPTTケミカル社からの原料調達に依存しているため、2基目のオレフィンプラントを建設している。サイアムセメント・グループは石油化学の主要事業を展開するにあたり、ダウケミカル社や三井化学など外国企業と資本や技術面で提携関係を結んでいる。

PTTグループは、会社更生手続きを進めていたTPIグループに31.5%出資し、両グループは原料調達や販売面の相乗効果を図ることになった（前述）。さらに下流部門の主要メーカーのグループ化も進んでおり、タイの石油化学産業はPTTグループとサイアムセメント・グループの2グループに集約されている。世界的な生産規模の拡大が追求される中で、この産業再編は競争力を維持するための当然の帰結と考えられる。今後はコスト面で優位性のある中東や中国のプラントが稼働して、石油化学製品の供給増加が予測されるため、各社とも高付加価値分野へのシフトを迫られている。

## （2）鉄鋼業

タイの鉄鋼業は、高炉がなく、最終製品需要に対応して下流部門から発達してきた。また下流部門も従来は建設資材用が中心であったため、半製品や高級鋼板は輸入に依存している。経済成長により自動車や電気製品の需要が拡大し、政府も1990年代前半に規制緩和を進めたため、企業の参入が相次ぐことになった。しかし通貨危機の発生により、各社は過剰債務問題の処理に迫られ、設備能力過剰の解消が業界の懸案となり、政府は事業統合や合併による集約化が適切と判断していた。

電炉により棒鋼（線材を含む）を製造する企業は2000年に15社が乱立していたが、設備稼働率は37%にすぎなかった。そこで大手4グループの電炉ミルを合併する方向で政府が働きかけたがまとまらず、このうちサイアムセメント・グループとNTSグループによる電炉ミルの合併が2002年に実現した。新会社ミレニアム・スチール社は持株会社となり、既存のサイアムセメント・グルー

プ2社とNTSグループ1社を傘下において、既存設備の集約を進め、各社の工場は特定製品の製造に特化し、収益の向上を図った。生産能力は170万トンに達し、棒鋼・線材の国内生産能力の24%を占める。しかしサイアムセメント・グループは鉄鋼を非中核事業と位置づけており、再編はこれでは終わらなかった。同グループは2006年に、東南アジアへの事業拡大を進めていたインドのタタ・スチール社にミレニウム・スチール社の持株を売却したのである。タタ・スチール社は同社への出資を67%に引き上げ、社名もタタ・スチール・タイランド社に変更した<sup>18)</sup>。さらに年産50万トンの小型高炉の建設を進めて、自動車部品用途の鋼材生産に対応する計画である。

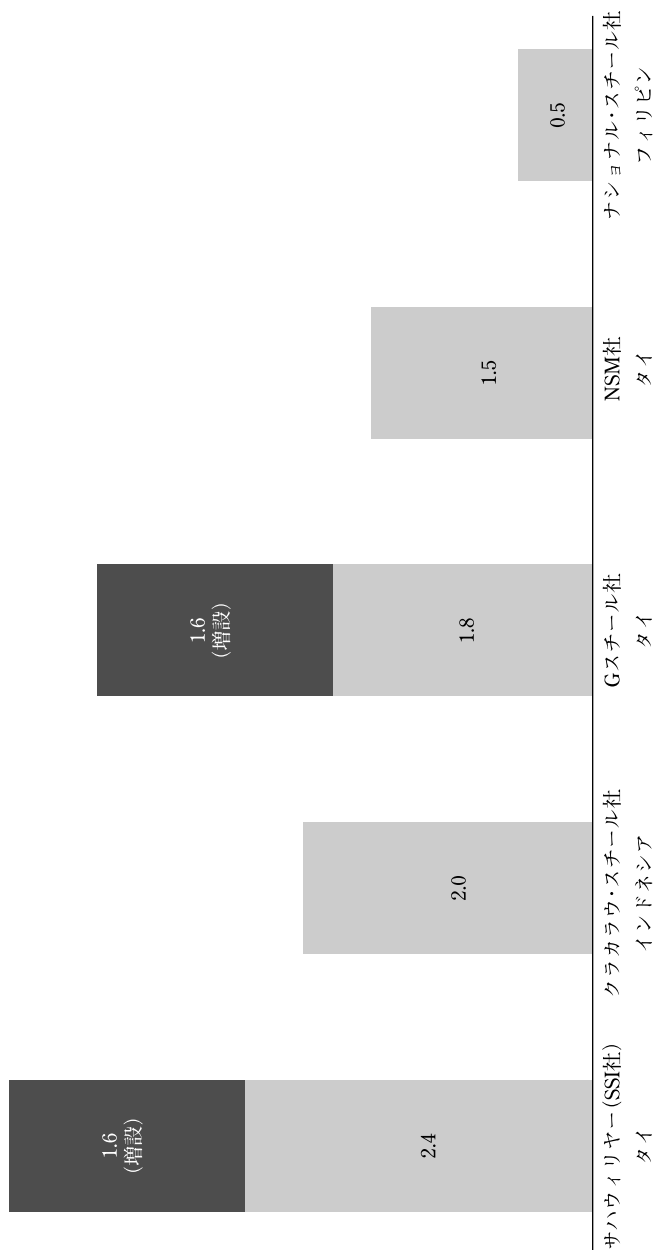
熱延鋼板（薄板）事業では、1989年に独占的事業権を与えられたサハウィリヤー・グループに続いて、規制緩和後にNTSグループとサイアムスチールパイプ（SSP）グループがミニ・ミル方式で参入し、3社の生産能力は570万トンに達したが（図5）、2000年の設備稼働率は35%にとどまった。このうち鉄スクラップを原材料に生産する後発2社が事業統合を決め、Gスチール社がNTSグループのナコンタイ・ストリップ・ミル（NSM）社の22.6%の株式を2007年に取得した<sup>19)</sup>。両社は原材料調達や販売面で経営統合し、生産コストの削減もめざす方針である。

先発のサハウィリヤー・グループは、上流から下流部門の垂直統合プロジェクト実現へ向けて、独自の投資を進めている。冷延鋼板の合弁企業は、通貨危機後に過剰債務を抱えたために、日本側の増資により再建が進められたが、2007年に株式を買い戻して、経営に再び参画する。また主力の熱延鋼板事業はロシア等からスラブを輸入して生産していたが、原材料の安定調達とコスト削減のために、高炉の建設に乗り出す。計画では5000億バーツ投資して年3300万トンの生産能力をもつ高炉を建設するが、まず第1期として500万トンの高炉建設に900億バーツ投資する。この建設・設備は融資も含めて、中国から調達する契約を2008年に交わした。

18) ミレニウム・スチール社投資家向け資料（Q2/2006）より（タイ証券取引所のホームページに掲載）。

19) SSPグループの熱延鋼板企業サイアム・ストリップ・ミル社が、Gスチール社に社名を変更した。Gスチール社のAnnual Report 2007年版を参照。

図5 東南アジアにおける熱延鋼板の生産能力 (100万トン)



(出所) 各社投資家向け資料より作成。

他方で政府は2007年に高級鋼板用の高炉建設の投資誘致を図る政策を発表し、日系企業2社を含む外国企業4社が事業計画を提出した。ただし税制上の優遇措置の他に、インフラ面でどのように政府が支援するかは明らかになっていない。タイでは自動車生産が拡大する一方で、鉄鋼製品の関税が今後下がることになり、鉄鋼業の競争力強化を図るために高炉プロジェクトが計画されたのである<sup>20)</sup>。石油化学産業では川上部門に国営企業が設立されて産業育成が行われ、経済危機後はその国営企業が主導して業界再編が進展した。鉄鋼業ではこれまで国営製鉄所は設立されず、民間企業による発展に任せてきており、高炉建設に際して政府が業界再編や過剰設備処理にどのように乗り出すか注目される。

### 第3節 地方振興政策

#### 1. 社会セーフティネットの構築

##### (1) 社会投資基金

通貨危機後に深刻な不況に陥って失業が急増したため、政府は世界銀行や新宮沢構想の借款を活用して経済危機の影響を緩和する目的で社会投資プロジェクトを実施した。このプロジェクトでは失業対策、所得補助、雇用訓練など短期的な社会問題の解決に加えて、長期的に地方分権やコミュニティの強化を図るために、コミュニティの小規模プロジェクトに無償援助する社会投資基金（SIF）が設けられた。この基金の特徴は、危機からの脆弱性を克服する制度作りの一環として、地方のコミュニティが企画を提案する点にある。

SIFでは1999年に窮状者の生活を保障するプロジェクトが対象となり、地方のコミュニティでは企画を立案するために、窮状者の対象の選定や生活保障の方法などについて議論が重ねられた。その際に地方コミュニティを結ぶネットワーク組織が結成され、相互に情報交換して事業を共同で進めることで、プロジェクトの進捗率が高まっている。初年度は約500のネットワーク組織が設けられ、高齢者、エイズ患者、障害者など53万人あまりの窮状者に対して20億バー

---

20) タイにおける自動車生産の拡大と鉄鋼製品の関税引き下げについては、東 [2007: 86-90] を参照。

ツの無償資金が投じられた [Phanthip 2006 : 14]。SIF の運営事務局は、2000年に設立されたコミュニティ組織開発インスティテュートへ発展的に解消し、コミュニティ開発を支援する受け皿が引き継がれている。

## (2) コミュニティ生活保障基金

窮状者の生活保障プロジェクトは、その後生活保障救済を目的とした貯蓄組合の設立など、地方コミュニティの福祉全般に活動が広がり、持続的にコミュニティ住民の生活を保障する制度作りが取り組まれている。すなわち行政村<sup>21)</sup>コミュニティ生活保障基金の設立に向けて、地方コミュニティ、中央政府、地方自治体の三者が拠出する仕組みを、タクシン政権が進めていた貧困撲滅推進戦略の事務局<sup>22)</sup>に提案し、2005~2006年に予算措置が講じられた。コミュニティ生活保障基金は375行政村で設立され、三者から予算が給付された基金は58県191行政村の13万世帯に及んでいる [Phanthip 2006 : 15]。

行政村コミュニティ生活保障基金は、民間事業所の被用者が対象の社会保障制度ではカバーされない農村部住民を対象とした社会保障の選択肢の一つと位置づけられている。事業所向けの社会保障制度は1991年に開始され、当初の病氣、死亡、傷害、出産から年金、児童手当、失業へと保険の適用範囲が拡大し、事業所の対象も広がってきた。農村部は、通貨危機後に都市部で発生した失業者を受け入れて、経済危機を緩和する役割を果たしたが、タイ社会の有する親族関係、コミュニティ、社会関係資本などの社会セーフティネットを捉え直す機会となったのである。社会保障制度では、被用者、雇用主、政府の三者が拠出して基金を作っており、コミュニティ生活保障基金でも同様の仕組みを採用した。

コミュニティによる企画提案は、2000年に国連開発計画 (UNDP) の支援で始まった自立のためのコミュニティ計画でも発展している。コミュニティ計画

---

21) タイの地方行政は、県、郡、タンボン、村落の4つのレベルがあり、ここではタンボンを行政村と訳しておく。なお地方自治の最小単位であるタンボンも同じ領域を管轄し、ここでは行政村自治体と訳す。また後述の一タンボン一品運動は、便宜的に一村一品運動と表記する。

22) タクシン政権は2003年12月から貧困登録事業を行い、のべ800万人が債務や農地などの問題を役所に報告したという。貧困撲滅を推進するため、2004年には事務局が設置され、郡長を中心に各地域の問題解決がめざされることになった。

を策定するにあたり、コミュニティの現状を捉え直し、問題はどこにあり、どのような可能性があるかについて、コミュニティ自身が資料を用いて分析し、認識を深めていった。コミュニティ組織開発インスティテュートは、コミュニティ計画の全国各地への導入を貧困撲滅推進戦略事務局に提案し、2005～2006年にパイロット行政村が選定されている。計画策定の作業部会は、コミュニティのリーダー、行政村自治体、行政村長、村落長で構成され、地域の代表者が協力して資料を収集し検討する場を設けており、地域の連携を深めながら計画を遂行している [Phanthip 2006 : 20]。

## 2. タクシン政権の内需拡大策

地方振興を単に社会政策としてだけでなく、内需拡大の対象として着目したのがタクシン政権であった。タクシン政権は従来の政権が行ってきたように外需主導型の経済成長ばかりでなく、内需振興にも重点を置いた複線型の経済政策を実行に移した。つまり外資を誘致して輸出向けに大量生産する方式は、通貨危機で明らかになったように対外要因から脆弱であり、国内の二重経済の解消にもつながらなかった。そこで内需拡大の柱として、伝統的な草の根セクターである低所得者の購買力向上、家計支出低減、事業機会創出に焦点を当てたのである。具体的な政策では、①短期的な需要を創出するために村落基金や庶民銀行による小口融資、②潜在的な事業可能性を市場と結びつける一村一品運動や中小企業支援、③社会セーフティネットとして医療給付や住宅供給が行われた。これらの政策の成果と問題点をみておこう<sup>23)</sup>。

### (1) 内需拡大策の概要

村落基金は、全国の村落および都市コミュニティの基金運営委員会に対して、政府貯蓄銀行が各100万バーツの回転資金を供与し、村落住民の資金需要に役立てることを目的としている。2006年5月末までに、全体の99%を超える7万7181カ所の村落に資金の供与が済み、村落住民に総額2883億バーツの融資が実

23) 以下、地方振興を掲げた各政策の進捗状況の記述は、国家経済社会開発庁 (NESDB) の第9次開発計画 (2002～06年) の成果報告および第10次開発計画 (2007～11年) の草案作成資料、財務省財政経済局の財政状況報告、各プロジェクトのホームページより。

施された。このうち1929億バーツの元本と146億バーツの利子は、すでに返済されている。1件あたりの融資額が少ないため、期限までに未返済の融資は全体の約5%にすぎず、管理や運用状況はおおむね問題ない。政府は村落基金の法人登録を促進し、優良な基金は政府系銀行の支援によりコミュニティ金融機関への昇格を図っている。

庶民銀行は、主に都市部において商業を営む低所得者に対して、政府貯蓄銀行が小口融資を行う事業である。2006年4月末までに、約123万人に総額286億バーツが融資された。小規模事業の起業や拡大を支援したとの評価がある一方で、融資総額に占める6ヵ月以上の延滞債権の比率は15.2%に増加している。また庶民銀行の融資を、制度外金融の返済に充てているという報告もある。

一村一品運動は、地域住民による特産品の商品開発、包装、市場開拓を政府が支援するプログラムである。地域や全国レベルの展示会を開催して、優れた特産品には賞を授与することにより、村相互の競争意識が生み出された。総売上高は2001年の2.5億バーツから、2004年には429億バーツに拡大している。政府は多大な所得が創出され輸出収入があったと宣伝しているが、特産品として新たに開発された製品は全体の2割にとどまっている。

30バーツ医療給付制度は、公務員医療給付制度および被用者社会保障制度に加入していない国民を対象に、1回当たり30バーツを支払えば指定病院で受診できる制度である。30バーツ医療給付制度の適用を受ける国民は、2006年3月末までに4760万人（全人口の75.6%）に上り、いずれの制度にも加入していない国民は220万人（同3.5%）に減少して、医療サービスの機会平等を図る目的はほぼ達成されている。一方で政府からの補助金が1人当たり1395億バーツ（2005年度）にすぎないため、治療コストを十分にまかなえず、医療サービスの質の低下や病院経営への深刻な影響を懸念する声もある。

低所得者向けの住宅開発計画は、政府住宅公団が2003年から5年間に60万戸を総事業費3080億バーツで建設し、低価格で供給するプロジェクトである。しかし2006年5月末までに完成した住宅は3万4736戸で、計画の5.8%にすぎない。建設請負業者の資金繰りや事業運営に問題があり、業者の選定が適切ではなかったとの指摘がある。



## (2) 内需拡大策の問題点

低所得者を対象とした政策の多くは、政治的には大票田である農村部の有権者にねらいを定めたポピュリズム政策であるが、経済成長率の上昇にも成果を上げたとい一般には評価されている。確かにタクシン政権期の経済指標をみると、良好なパフォーマンスを示しており、2003年、2004年の前年比 GDP 伸び率は7.1%、6.3%で、東アジア諸国の中でも上位である。しかし GDP の支出別内訳を検証すると、輸出が民間消費を上回っていた（図6）。すなわち GDP に占める民間消費の割合は2002～2005年に57%とほぼ一定であるが、同時期の輸出の割合は64.2%から73.8%へ増加している。通貨危機以前のタイは輸出主導型の経済成長を遂げていたと言われるが、当時の GDP に占める輸出の割合は40%にすぎない<sup>24)</sup>。タクシン政権期の経済成長は、内需よりも輸出が大きく貢献している。

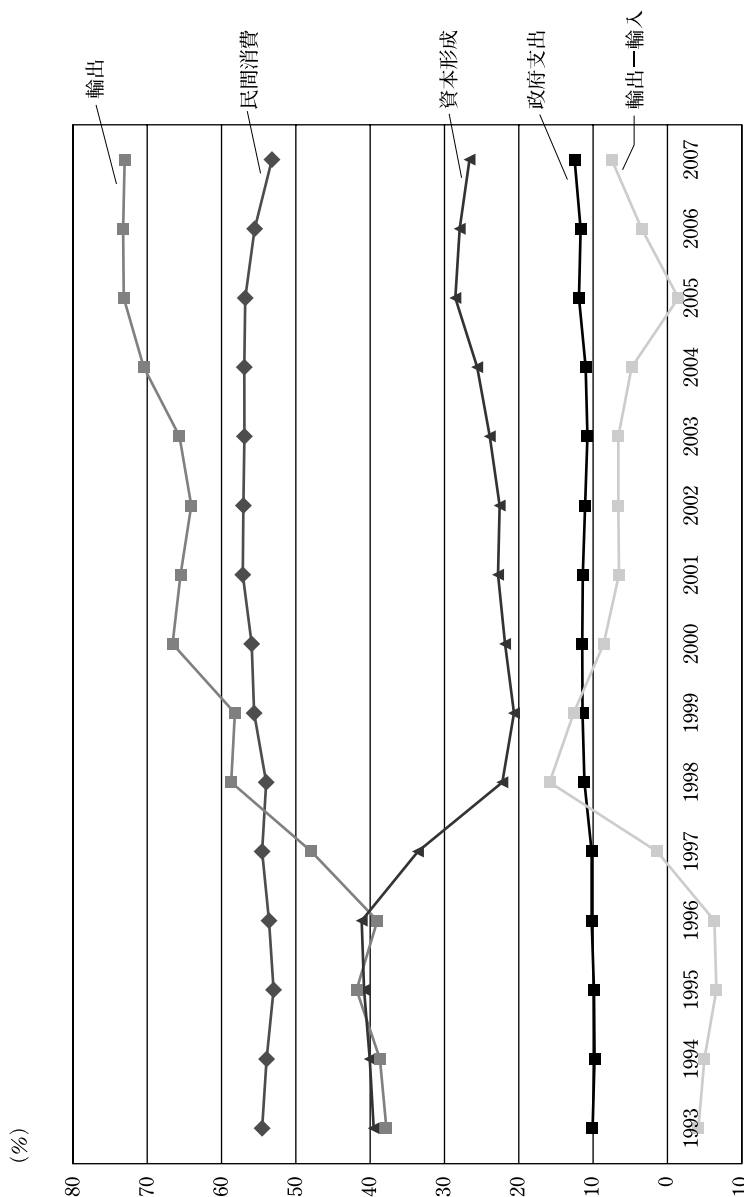
次に農村部の内需拡大策は、タクシン政権が公約として掲げていた貧困の解消や所得格差の是正をもたらしたかどうかをみていこう。所得分布の不平等度を測る指標であるジニ係数でみると（表2）、タイ全国では2000年に0.478、2002年に0.463、2004年に0.451と改善傾向を示していたが、2006年には0.469と悪化した。また農村部だけに着目すると、2004年以降はジニ係数が悪化に転じている。経済成長により所得全体は底上げされて、貧困人口の割合は減少したものの、農村部では所得格差が拡大する傾向を示している。また世帯の月収入は2000年から2006年の間に1.5倍に増えた一方で、債務額は同期間に1.7倍に膨らんだため、債務額は月収入の5.6倍から6.6倍に拡大した<sup>25)</sup>。タクシン政権による農村への資金提供や小口融資などの政策は、耐久消費財の購入を増やしたが、生産的な投資には向かっていないとの批判がある。

タクシン政権の地方振興政策は、地方住民から人気が高く支持されていたが、個々の政策の内容は必ずしもタクシン政権が発案したものではなく、すでに国内外で行われていた事業のアイデアを借用して宣伝したものが大部分である。

24) GDP の支出別内訳で注目すべきもう一つの点は、通貨危機以前は GDP に占める資本形成の割合が約40%であったが、危機以後は30%に達しておらず、投資が大きく落ち込んでいる。

25) 統計局の家計社会経済状況調査2006年版より。

図6 タイのGDP支出別内訳



(出所) タイ国家経済社会開発庁統計より作成。

表2 タイの収入五分位階層別分布とジニ係数

タイ全国	1996年	1998年	2000年	2002年	2004年	2006年
第一位	4.2	4.3	3.9	4.2	4.5	3.8
第二位	7.6	7.8	7.3	7.7	8.0	7.7
第三位	11.8	12.0	11.5	12.1	12.4	12.1
第四位	19.9	19.8	19.8	20.1	20.2	20.1
第五位	56.5	56.1	57.5	55.9	54.9	56.3
ジニ係数	0.468	0.463	0.478	0.463	0.451	0.469
Q 5/Q 1	13.5	13.1	14.6	13.2	12.1	14.7
ジニ係数						
都市部	0.661	0.652	0.658	0.643	0.629	0.631
農村部	0.251	0.262	0.277	0.261	0.267	0.326

(出所) タイ統計局, NESDB 資料より筆者作成

村落基金はいくつかの村で自主的に行われていた貯蓄組合の活動を, 政府が全国レベルに拡大した。一村一品運動は大分県が過疎対策として提唱した地場産業育成策であり, タクシン政権が地方の事業機会を創出するために導入した。また30パーツ医療給付制度は, 保健省のなかで地域保健医療の拡充を重視していた「農村医師官僚」のプランを一部採用したものである。

これらの政策はタクシン政権が実施に移してから, 立案者による政策の意図や目的から乖離したものが多い。村落基金は元になった貯蓄組合とは異なり, 原資が住民の貯蓄ではなく政府からの補助であるため, 村落住民の信頼関係が醸成されるか疑問視する意見もある。大分県の一村一品運動は, 県が重化学工業や先端科学技術産業の誘致を進める一方で, 取り残された地域の過疎対策として提唱された社会政策であった。しかしタクシン政権では地方における起業家の創出や製品の販路拡大に重点が置かれ, 中小企業レベルにまで成長できる例は限られていることから, 雇用や貧困の解決には必ずしもつながっていない [北原2007: 40]。

30パーツ医療給付制度は, 民間被用者の社会保障や公務員の医療給付など従来の制度外の国民に対象を広げる国民皆保険をめざした政策であるが, タクシン政権は導入したものの運営するための財政問題に直面する [河森2006a: 72]。

つまり「農村医師官僚」は、医療の高度化を担う中核病院へ厚く予算配分する従来の方法を変更し、地方コミュニティによる医療の取り組みを重視して、人口規模に比例した予算配分にした。タクシン政権ではこの理念を採用する一方で、選挙戦に臨むにあたり保険方式を採用せず、1人当たりの補助金額は抑制され、従来の他の制度との統合にも失敗したため、制度の存続が危惧されることになった [河森2006b: 95-103]。

2006年9月クーデタ以後のスラユット政権では、医療サービスの30パーツ徴収は無料化され、1人当たりの補助金額が大幅に引き上げられるなど、医療行政は地方コミュニティを重視した「農村医師官僚」の理念の実現へ向かっている [河森2007: 10-13]。すなわち公務員や労働者など既存の保険制度の給付水準は抑制される一方で、低所得者に対しては税負担方式で医療サービスを拡充している。「農村医師官僚」が主導する国家健康保険事務局の構想では、地方コミュニティにおけるネットワーク組織の形成を促進して、医療に関しては住民にサービスを受ける権利を保障し、福祉については前述の三者が拠出する生活保障基金の設立により、社会セーフティネットを構築する。

### (3) 財政規律の問題

タクシン政権による地方振興政策の多くの事業は、資金調達面において政府系金融機関を活用している点に特徴がある。上述のプロジェクトにおいて、政府の予算支出をとまなう事業は、30パーツ医療給付制度、低所得者向け住宅開発の一部などにすぎない。大部分の事業は、政府系金融機関の融資および債券発行によりまかなわれている<sup>26)</sup>。中小企業向け低利融資、小口融資、住宅購入融資などタクシン政権の政策に基づいて実施された政府系金融機関の融資総額は、2005年末に3408億パーツに達した [Pasuk & Baker 2004: 119-120, Somchai 2006: 10]。これは同年の政府予算支出の27.3%に相当する規模である。

---

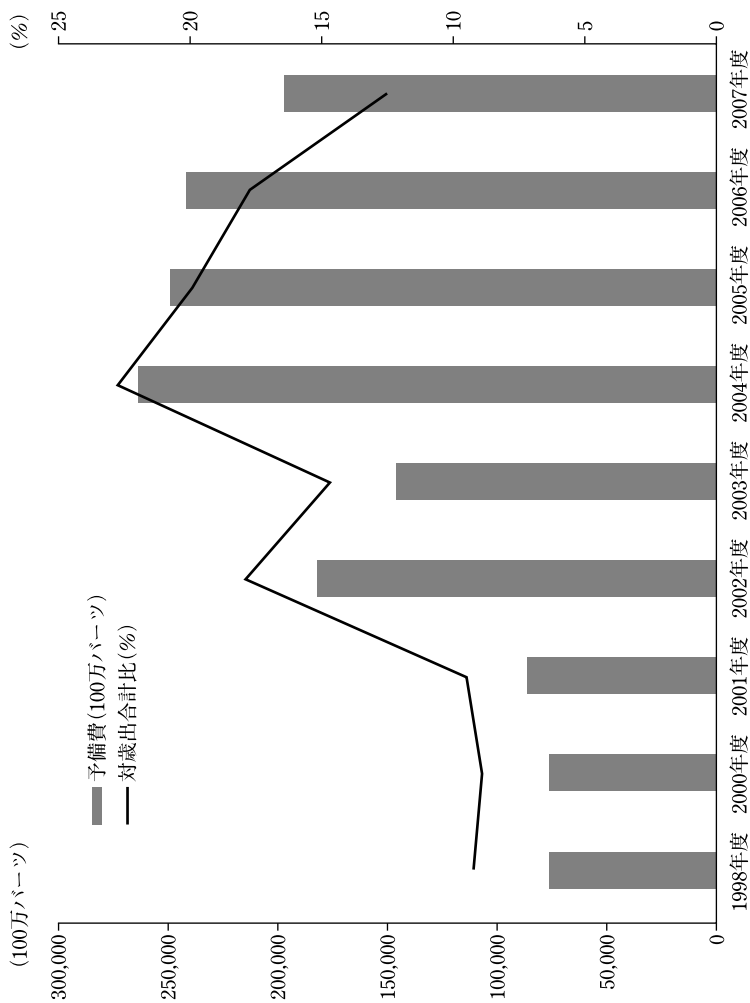
26) 村落基金により各村落に交付された回転資金は、貯蓄銀行が債券を発行して調達した。政府は予算の予備費（後述）を使って2002年度予算から8年かけて貯蓄銀行に分割返済する予定である。これは財政規律の観点から、次のような問題がある。第一に、将来の財政負担となる村落基金の支出に関して国会の審議を経ていないこと。第二に、貯蓄銀行では村落基金を運営するための費用がかかるが、政府はこの費用を補填する措置を採っていないこと [Somchai 2006: 13]。

政府系金融機関による事業の実施は、政策の支援対象者に対して、直接的に機動的な支出が可能な利点があり、とくに不況時など予算支出が限られている場合には、有効な手段となろう。しかし国会の審議を経ないで執行できる点、経済全体の効率的な資源配分を歪める可能性がある点、支援対象者への融資には高いリスクを伴うため不良債権化する危険性がある点などの問題が指摘できる。とくに事業が軌道に乗らず不良債権化した場合、将来的に財政支出から補填することになり、事前の了解なく国民の税金投入という事態を招くことになる。政府系金融機関による事業規模の拡大には、この点の規律が求められる。

タクシン首相は政権1期目の終わりに、新たな地方振興策である村落可能性開発プロジェクト（SML政策）を発表した。全国約8万の村落を人口規模により分類し、小規模村落に20万パーツ、中規模村落に25万パーツ、大規模村落に30万パーツを無償供与して、各村落の資金需要に役立てる。2006年4月までに、7万3055カ所の村落に総額174億パーツが供与された。政府予算を直接、各村落に配布し、資金の用途は村落の委員会が決定する方式で行われ、地方コミュニティの企画立案を支援する点では、SIFから続く方式と同じである。しかしSIFではまず企画の立案を行って予算の承認を受けていたが、SML政策では全国一律の予算の無償供与が先に決まっており、選挙対策との批判が出た。

SML政策の資金は、政府予算の予備費から支出されている。タクシン首相は予備費を活用して、他にもCEO県知事事業や競争力強化事業などに機動的な財政支出を行ってきた。歳出合計に占める予備費の割合は、チュアン政権時には9%台であったが、タクシン政権になって急増し、2004年度、2005年度予算では2割に達している（図7）。予備費は本来、自然災害などの緊急時のために首相の裁量で支出する費目であるが、タクシン首相は有権者の支持獲得のために利用していると批判されてきた。このような支出は、効率的な資源配分や公平性を確保できなくなる問題がある。2006年9月のクーデタ後、2007年8月に新たに制定された憲法では、タクシン政権期の反省をふまえて、予算面で政府の権限に歯止めをかける規定が盛り込まれた。

図7 タイ政府予算の予備費



(出所) タイ首相府予算局資料より筆者作成。

#### 第4節 結びにかえて

通貨危機発生から10年が経ち、通貨危機後にタイで進められた金融や企業の制度改革とそれにより引き起こされた産業再編、また社会セーフティネットの構築は、全体像が明らかになって、今後の方向性を見通せる段階にまで達したと言えよう。最後にこれまで取り上げてきた三つの分野の改革が、通貨危機後のチュアン（1997年～2000年）、タクシン（2001年～2006年9月）、スラユット（2006年10月～2007年）いずれの政権で実現したかをまとめ、政治との関わりでタイ経済が直面している課題を述べておきたい。

金融危機への対応として、まず短期的な金融制度の再建はチュアン内閣で実施された。すなわち存続不可能な銀行に対しては、清算、他行への吸収合併、一時国有化などの措置が採られた。また再建可能な銀行には、銀行の財務内容を健全化する規制を導入し、不良債権の処理と銀行の資本増強を図る枠組みが整備された。しかし不良債権処理が進まなかったため、タクシン政権はTAMCを設立し政府主導による解決に乗り出した。次に中長期的な金融制度の整備では、中銀の政府からの独立性を確保する新中央銀行法、金融機関監督の一元化を図り早期是正措置を盛り込んだ金融機関事業法、金融市場の規律を構築する預金保護法の制定がめざされたが、タクシン政権ではまともならず、スラユット政権で制定にこぎ着けた。ただし金融政策決定の枠組み、のちに金融再編を引き起こす端緒となる金融セクター・マスタープランについては、中銀が独自に前倒して実施している。

企業の過剰債務処理や事業再構築を支援する制度改革は、チュアン内閣で実施された。事業継続が可能な企業に対しては、私的整理と法的処理の枠組みが相互補完的な役割を果たして、会社更生計画が進められた。その中でタイ企業最大の債務を抱えたTPIグループの再建は、創業者の抵抗に直面して難航したが、タクシン政権期に政府が介入して収拾が図られている。政府はまた過剰設備能力が指摘されてきた石油化学産業の産業再編にも、国営企業が主導する形で関わっている。同様の問題を抱える鉄鋼業には、これまで政府は直接関与してこなかった。しかしスラユット政権が高炉の建設を推進する方針を打ち出し、

これを機に政府が業界の調整に乗り出すか注目される。

社会セーフティネットの構築では、チュアン政権の下で社会投資基金が設立され、地方コミュニティが企画立案するプロジェクトを支援する枠組みが整えられた。この流れは、タクシン政権の貧困撲滅推進戦略において、行政村コミュニティ生活保障基金の設立やコミュニティ計画の導入へと引き継がれている。タクシン政権が実施した村落基金や SML 政策は、ばらまき政策の側面が強いものの、地方コミュニティの自立支援という観点では同じである。また30パーツ医療給付制度の導入により国民皆保険が実現したが、タクシン政権では運営上の財政問題に直面した。スラユット政権では、同制度は低所得者向け医療サービスの色彩を強めており、福祉面のコミュニティ生活保障基金とともに、地方コミュニティのネットワーク組織の強化が図られている。

タクシン首相は国会で絶対多数の議席を獲得して政権を運営していたが、2006年に入って強権的な政治手法や利益誘導を批判する首相辞任要求運動が高まり、同年9月の軍事クーデタ発生により失脚した。政権崩壊の背景として、タクシン元首相を支持していた低所得者や農村部農民と伝統社会を維持しようとする王室周辺や都市部中間層との間で、深刻な社会対立が生じたことが挙げられる。タクシン政権が進めた地方振興策は、発展途上国に共通している都市・農村の格差解消を図る政策であり評価されようが、問題はその手法にあった。地方有権者からの支持獲得を意識するあまりポピュリズム政策となってしまう、都市部住民からの反発を招いてしまった。タイの憲政史上まれな単独与党政権に期待されていたのは、都市と農村住民の関係を和解に導くことだったはずである。例えば30パーツ医療給付制度では、国民合意を図った上で公平な負担と給付の仕組みを作ることが求められていたが、実現しなかった。通貨危機後の制度改革がほぼ終了し、今後は社会対立を克服するような税制改革など、新たな制度設計が求められることになろう。



## 【参考文献】

## 〈日本語文献〉

- 河森正人 [2006a] 「タイの30パーツ医療制度—一時医療サービス強化への政策転換とその意味」『アジア太平洋論叢』第16号。
- [2006b] 「タイにおける「30パーツ医療制度」の政策決定過程—社会保障アジェンダをめぐる「対立」と「同盟」に関するアクター分析」『大阪外国語大学論集』第34号。
- [2007] 「タイにおける医療構造改革と30パーツ医療制度」『アジア太平洋論叢』第17号。
- 北原淳 [2007] 「東北タイの農村工業の発展要因：技術習得，販路開拓および営利分配の主体と構造」『国学院経済学』。
- 久保彰宏 [2006] 「インフレ・ターゲティング採用後におけるタイの金融政策波及経路—構造 VAR モデルによる実証分析」『アジア研究』第54巻第2号。
- 奥田英信・スワディー＝ルンソンブーン [2006] 「外国銀行の進出と ASEAN 銀行業への影響—タイ実証研究の示唆するもの」小川英治編『中国の台頭と東アジアの金融市場』日本評論社。
- 大倉正典 [2003] 「タイの金融政策レジーム—インフレーション・ターゲティングへの移行と課題」三尾寿幸編『金融政策レジームと通貨危機』アジア経済研究所。
- 東茂樹 [2000a] 「産業政策—経済構造の変化と政府・企業間関係」末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター』アジア経済研究所。
- [2000b] 「タイ—通貨危機と経済再建への道」西口章雄・朴一編『転換期のアジア経済を学ぶ人のために』世界思想社。
- [2001] 「タイ通貨危機後の経済社会政策—政策決定過程の政治経済分析」佐藤幸人編『新興民主主義国の経済・社会政策』アジア経済研究所。
- [2002] 「経済制度改革と企業グループの再構築—危機後の経済政策と産業再編」末廣昭編『タイの制度改革と企業再編』アジア経済研究所。
- [2007] 「タイ—政治家を上回る官僚の交渉能力」東茂樹編『FTA の政治経済学—アジア・ラテンアメリカ7カ国の FTA 交渉』アジア経済研究所。

## 〈外国語文献〉

- Atchana Waiquandee [2006] “Thailand’s Monetary Policy over the Past Decade,” in The 2006 Year-End Conference, The Thailand Development Research Institute. (タイ語)
- Don Nakornthab [2007] “Thai Commercial Banks One Decade after the Crisis : Assesment of Risks to Financial Stability,” in Bank of Thailand Discussion Paper.
- Krirk Vanikkul [2006] “Bank of Thailand’s Policies towards Development of the Financial Institution System,” in The 2006 Year-End Conference, The Thailand Development Research Institute. (タイ語)
- Menkhoff, Lukas and Chodechai Suwanaporn [2007] “10 Years after the Crisis : Thailand’s financial system reform,” *Journal of Asian Economics*.
- Pasuk Phongpaichit and Chris Baker [2004] *Thaksin : The Business of Politics in Thailand*, Silkworm Books.
- Phanthip Phetchamark [2006] “9 Years after Economic Crisis : What the Local Community Changed and Learned?,” in The 2006 Year-End Conference, The Thailand Development Research Institute. (タイ語)
- Prasarn Trairatvorakul [2006] “Commercial Banks in Search of a New Business Model,” in

The 2006 Year-End Conference, The Thailand Development Research Institute. (タイ語)  
Somchai Jitsuchon [2006] “Fiscal Policy After 1997 Economic Crisis,” in The 2006 Year-End  
Conference, The Thailand Development Research Institute. (タイ語)